

## 滋賀県専修学校等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、専修学校等における小・中学教育および高等教育に準ずる教育の振興を図るため、専修学校等を設置する法人に対し、滋賀県専修学校等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「専修学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

2 この要綱において「法人」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人および同法第64条第4項に規定する法人をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金は、法人のうち、学校教育法第55条第1項の規定により教育委員会の指定を受けた技能教育施設（この条において「技能教育施設」という。）を設置するものならびに同法第30条および第46条に規定する目標の達成のための教育（この条において「義務教育に準ずる教育」という。）を行う専修学校等を設置するもので、次の各号に掲げる要件を備えているものに対して交付する。

(1) 学校運営の健全化と教育の充実向上に努め、かつ、補助金の交付により、保護者の負担軽減が期待できること。

(2) 法令の規定に違反せず、経理その他の事務処理が適正であること。

2 補助対象経費は、技能教育施設における教育または義務教育に準ずる教育に要する経費のうち、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）別表第1支出の部に規定する人件費（役員報酬、退職金を除く。）、教育研究経費および管理経費とする。

3 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内で、毎年度知事が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人は、規則第3条の規定による補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 補助対象経費に係る収支予算書（別記様式第3号）

(3) その他知事が必要と認める書類

(事業の変更)

第4条の2 補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容の変更により、補助金の交付額に変更を生じる場合は、速やかに補助金交付額の変更申請書（別記様式第8号）に次の各号に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業変更計画書（別記様式第9号）

(2) 補助対象経費に係る収支予算書（別記様式第10号、補正を行った場合）または、

予算に関する確約書（別記様式第11号、予算書において、当該補助金の収入額が補助金内示額を下回る場合に限る。）

(3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第5条 知事は、法人に対して、規則第4条第1項に規定する交付決定をした後、当該法人から補助金交付請求書（別記様式第7号）の提出があったときは、規則第15条第2項の規定により、補助金の全部または一部を概算払により交付する。

（実績報告）

第6条 法人は、規則第12条に規定する実績報告書（別記様式第4号）を、事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日までに、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業完了調書（別記様式第5号）

(2) 補助対象経費に係る収支決算書（別記様式第6号）

(3) その他知事が必要と認める書類

（標準事務処理期間）

第7条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第6条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（報告、調査等）

第8条 知事は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則第10条の規定により、補助金の交付を受けた法人からその業務もしくは会計の状況に関し報告を求め、または当該法人の関係者に対し質問し、もしくはその帳簿、書類その他の物件を調査することができる。

2 前項の規定により報告を受け、または調査した結果、当該法人の予算が補助金の交付の目的に照らして不相当であると認める場合においては、その予算について必要な変更をすべき旨勧告することができる。

（帳簿等の整理保存）

第9条 補助金の交付を受けた法人は、学校法人会計基準に準拠した会計処理を行い、この補助事業の実施状況および経費の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他の関係書類を備え、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和54年10月9日から施行し、昭和54年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、昭和59年12月12日から施行し、昭和59年度の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成13年1月31日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成24年5月21日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成28年6月13日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。